

「取引時確認の実務がよくわかるコース」訂正のお知らせ

「取引時確認の実務がよくわかるコース」テキスト第1分冊 52 ページ、54 ページを次のとおり訂正させていただきます。

受講者の皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

主な本人確認書類の確認のポイント

①運転免許証

(表面)

(裏面)

※ICカード化された免許証には、本籍が表面から削除されています。

※住所や免許の条件などに変更があった場合に記載されます。

番号（本人確認記録への記録事項）

②個人番号カード

(表面)

(裏面)

※個人番号（マイナンバー）の利用範囲は、税・社会保障関係などに限定されています。カードの裏面をコピーしたり、個人番号を記録することはできません。

③パスポート

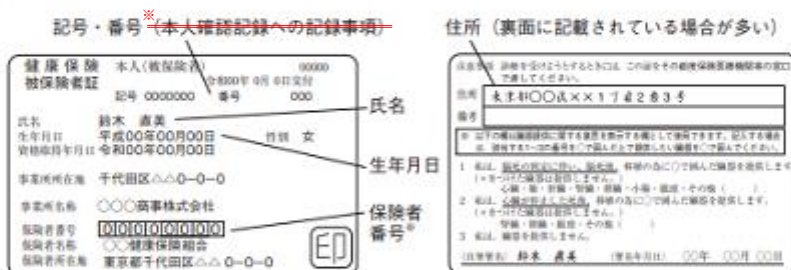
旅券番号（本人確認記録への記録事項）

⑥ 住民基本台帳カード



(注) マイナンバー制度の開始に伴い、住民基本台帳カード（住基カード）の交付は平成27年12月で終了しました。住民基本台帳カードについては、その効力を失う時または個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、個人番号カードとみなされます（別附則2条）。

⑦ 健康保険証
(カード式)



※記号・番号および保険者番号については、告知を求めることが禁止されています。写しをとる場合にはマスキングをする必要があります。

なお、個人番号カード等の取扱いについては、金融庁より「犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に当たって、本人確認書類として個人番号カード、国民年金手帳又は医療保険の被保険者証（保険証）を用いる場合の留意事項等」が公表されていますので、あわせて参照願います (https://www.fsa.go.jp/news/27/syouken/20160203-2/honin_kakunin.pdf)。